

## 鳴門教育大学小学校英語教育センター規則

平成17年3月14日

規則第 5 号

改正 平成19年3月23日規則第16号

平成20年3月17日規則第 8 号

平成21年3月31日規則第14号

平成22年3月24日規則第19号

平成29年3月 8日規則第 5 号

平成31年3月13日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学小学校英語教育センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、鳴門教育大学の学校教育学部、大学院学校教育研究科及び附属学校（園）、地方公共団体の教育委員会及び各種教育研究機関との密接な連携のもと、小学校英語教育における研究開発の推進及び小学校英語担当教員研修の実施により、もって、小学校英語教育の充実・発展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

(センター会議)

- (1) 小学校における英語教育の指導及びカリキュラム開発に関する研究の推進に関すること。
- (2) 小学校における英語教育担当教員等の研修プログラムの開発及び実施に関すること。
- (3) 小学校における英語教育に関する相談への対応に関すること。
- (4) 附属学校における英語教育に関する授業の支援に関すること。
- (5) その他センター所長が必要と認めること。

第4条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター所長
- (2) 兼務を命じられた教員
- (3) その他センター所長が必要と認めた者

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を招集しその議長となる。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営方針に関すること。
- (2) センターの年度業務実施計画に関すること。
- (3) センター人事、予算に関すること。

- (4) センターの業務の実施に関すること。
- (5) その他センターの運営に必要な事項

(分野)

第5条 センターに、次に掲げる分野を置く。

- (1) 小学校英語教育カリキュラム開発分野
- (2) 小学校英語教育研修・支援プログラム開発分野

(職員)

第6条 センターに、センター所長、兼務を命じられた教員及びその他必要な職員を置く。

(センター所長)

第7条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

(運営協力員)

第8条 センター所長は、センターの運営に関し学外の者を運営協力員に委嘱することができる。

- 2 運営協力員の委嘱その他必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの業務に関する事務は、教務部学術情報推進課において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 学長は、平成19年度中に、センターの業務等について見直しを行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。